長崎県高等学校体育連盟表彰規程

- 第1条 長崎県高等学校体育連盟(以下「県高体連」とする)では表彰に関する規程 を下記のとおり定めその該当者を表彰する。
- 第2条 この規程は体育・スポーツで優秀な成績を収めた者及び県高体連の普及振興 に功績があった者等に対し表彰を行い、体育・スポーツの発展に資することを 目的とする。
- 第3条 表彰の種別は次の各号とする。
 - (1) 特別表彰
 - (2) 一般表彰
 - (3) 卒業(生)顕彰
- 第4条 前条に定める受賞者の候補者は、次の各号から推薦する者とする。
 - (1)加盟高等学校長 (2)県高体連専門部長 (3)その他
- 第5条 表彰者の選考は理事代表者会(表彰選考委員会)があたり、理事会の承認を 得るものとする。
- 第6条 表彰式は2月に行う。

但し、表彰式後に開催された大会で、優秀な成績を収めたもの及び教職員の人事異動に伴う表彰は、次年度の4月に行う。

- 第7条 本規程表彰候補者推薦のための基準は別に定める。
- 第8条 経費は県高体連会計により支出する。
- 附則 本規程は昭和63年2月17日より施行する。

一部改定 平成 7年10月11日 平成14年 2月14日 平成21年10月22日

県高体連表彰候補者推薦基**準**

本基準は表彰規程第7条により定めたもので推薦にあたる者は、次の方法で選考し推薦する者とする。但し、重複表彰はしない。

第1条 表彰は下記の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1)特別表彰

特別表彰については、特に優れた実績をもつ団体・個人を選考委員会において選考する。

(2)一般表彰

- 1)選手の場合
 - ア 全国大会で第3位までに入賞したチーム及び個人
 - イ 九州大会で優勝したチーム及び個人(北九州大会は含まない)
 - ウ 県高校総体で3年連続優勝したチーム及び個人

今年度に限り、個人のみ2年連続優勝を対象とする

団体に関しては、次年度優勝した場合3年連続とする

- エ 県高校総体で5年・10年・15年連続優勝した団体 次年度優勝した場合は連続優勝と数えることとする
- オ その他、特に功績のあった者
- 2)教職員等の場合(監督・コーチを含む)
 - ア 県高体連会長・副会長・理事長
 - イ 県高体連専門部長・副理事長・専門委員長(通算2期4年間)
 - ウ 監督・コーチとして特に業績のあった者
 - エ その他、特に功績のあった者

(3)卒業(生)顕彰

長崎県高等学校体育連盟加盟校の生徒で、その学校において体育および スポーツ競技活動が顕著であり、他の教育活動においても他の生徒の模範 となる者に対して卒業時に表彰する。

- 第2条 表彰の手続きは以下のとおりとする。
 - (1)推薦書は各学校で作成し、各競技専門部を経て県高体連事務局あて11月末日 (冬季競技は1月末日)までに提出する。

但し、競技専門部のない競技については、各学校から直接県高体連事務局あて提出する。

(2) 推薦書の様式は別に定める。

<u>高体連表彰推</u>薦基準に関する申し合わせ事項

- 1 高体連表彰の対象となる大会は、高体連が主催・共催する大会とする。
- 2 選手の場合(個人・団体)
 - (1) 推薦基準 第1条(2)1)オ その他、特に功績があった者 日本高校記録の更新(高体連主催・共催大会以外の大会も可) その他
- 3 教職員の場合
 - (1) 推薦基準 第1条(2)2)イ 通算2期4年以上 専門部長(校長)が異動し、異動先においても専門部長に就任した場合、 複数の競技で通算2期4年以上の判断とする。

競技によっては、1期ごとに専門委員長校が替わる競技もあり、この場合連続2期とならないため通算として取り扱う。

- (2) 推薦基準 第1条(2)2)ウ 監督として特に功績があった者 全国大会において団体及び個人で優勝した監督 その他
- (3) 推薦基準 第1条(2)2)エ その他、特に功績があった者 長年に渡り県高体連の運営に寄与した者 その他
- 4 特別表彰
 - (1) 全国大会での連覇等
 - (2) 日本記録を更新した者
 - (3) 県高校総体において20年連続優勝した団体
 - (4) その他
- 5 卒業(生)顕彰
 - (1)卒業(生)顕彰は、各学校1名とする。
 - (2)競技成績ついては、特に基準を設けない。
 - (3)他の教育活動とは、生徒会活動、ボランティア活動、学校行事活動などいう。
 - (4)表彰は、各学校で行う。
- 6 その他
 - (1)ライフル射撃専門部

九州ライフル射撃選手権大会、全国高等学校ライフル選手権大会、全国高等学校ライフル 射撃選抜大会の3大会については共催と見なす。

- (2)調査研究部委員長 1期4年を表彰対象とする。
- (3)人事異動により役員を退任した場合は退職まで再度役員就任の可能性がある場合は次年度理事会での表彰を見送り、退職時に表彰する。
- (4)事務局員については2期4年は表彰対象とする。